

オンライン
研修の
ご案内

【2026年10月施行】カスタマーハラスメント対策義務化対応研修
改正 労働施策総合推進法の施行に伴う
企業における
カスタマーハラスメント対策

いよいよ2026年10月1日より、改正 労働施策総合推進法の施行に伴い、事業主にはカスタマーハラスメント防止措置が法的に義務付けられます。本研修では、厚生労働省で本制度の実務を推進してこられたハラスメント防止対策室から講師をお招きし、法改正の背景から、企業として具体的に講じるべき措置までを解説いただきます。義務化に向け、全事業者が必ず押さえておくべき内容です。

日時

6月11日(木) 14:00~15:00 (13:45~入室可)

プログラム

- ・ハラスメント防止対策の経緯と法改正の背景
- ・カスタマーハラスメントの定義
- ・企業に求められる措置内容
- ・質疑応答

対象

介護付きホーム（特定施設）を運営する
経営者、管理者等

受講料

無料

定員

100名

講師

厚生労働省 雇用環境・均等局 雇用機会均等課
ハラスメント防止対策室 室長補佐
澤渡 恭子 氏

申込方法

ホームページ>「研修・イベント情報」からお申し込みください。
<https://www.kaigotsuki-home.or.jp/schedule/2026/534>

介ホ協 🔍 検索

申込締切

2026年6月8日（月）17時

